

# 議会運営委員会 R3. 11. 30 (火)

開 会 9 : 2 8  
散 会 9 : 3 1

## 1. 給与関係議案（乙第88号議案、乙第89号議案）に対する質疑について

○ 質疑は、県民ネットワークの徳光清孝議員が行うことが確認された。

## 2. 佐賀県議会議員の期末手当の改定について

(1) 佐賀県議会議員の期末手当の改定について

○ 理事会における申し合わせのとおり、資料1～1-2の条例案のとおり改定することが申し合わされた。

(2) 議員報酬等の一部改正条例（案）の取扱いについて

○ 理事会における申し合わせのとおり、議案の提出者については、賛同する議員とし、上程時期は11月30日の本会議の給与関係議案の採決後、その際の提出者説明、質疑、委員会付託及び討論は省略し、採決することが申し合わされた。

## 3. 本日の会議の順序について

○ 事務局から、開議の後、まず、諸般の報告が行われ、その後、給与関係議案に対する質疑、委員会付託が行われ、委員会付託の後、討論等の有無の確認のため、暫時休憩予定と説明された。

## 4. 次回議会運営委員会の開催日時について

○ 本日の本会議休憩時に開催することが申し合わされた。

## 5. その他

○ なし。

## 6. 執行部発言の有(無)

議第 3 号

佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する条例（案）

第 1 条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例（昭和30年佐賀県条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>第 3 条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第 1 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の127.5」とあるのは「100分の167.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p> <p>第 2 条 佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。</p>	<p>第 3 条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第 1 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>
<p>改正前</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第 1 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>	<p>改正後</p> <p>第 3 条 略</p> <p>2 前条に規定する期末手当の額は、佐賀県職員給与条例（昭和26年佐賀県条例第 1 号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。この場合において、同条例第17条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とし、期末手当に係る期末手当基礎額は議員報酬の月額に当該議員報酬の月額に100分の30を乗じて得た額を加算した額とする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

理 由

佐賀県議会議員の期末手当の支給割合を改定するため、佐賀県議会議員の議員報酬等の支給に関する条例の一部を改正する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

令和3年11月 日提出

提出者 別紙